

# 阪神水道企業団 公益通報制度(内部通報)

職員や関係者の皆さんは、企業団の事業運営上において、法令違反や不正などの問題を見つけた場合、公益通報相談員に内部通報することができます。(匿名通報も可。)

通報を受けた際には、通報者のプライバシーを守りながら、必要な調査を行い、問題の改善や再発防止に取り組み、これにより組織全体の健全性を高めることを目指しています。

## 内部通報ができる人

- ・職員
- ・企業団と契約関係にある個人、法人その他の団体の関係者
  - 委託、請負など契約形態は問いません。
  - 契約に基づく業務に従事している人も対象です。
- ・派遣契約に基づいて企業団の業務に従事している人
- ・過去1年以内に上記のいずれかに該当していた人

## 通報対象事実

企業団の業務に関する次の事実が通報対象です。

### ①法律や条例等に違反していること

例：談合、収賄、手当の不正受給など

### ②人の命や健康、財産または生活環境に悪影響を与えること

例：施設安全管理上の不備や個人情報の不適切な取扱いなど

## 公益通報相談員（相談窓口）

内部相談員：総務部総務課長

TEL：080-5688-8526

Eメール：[naibu-soudan@hansui.or.jp](mailto:naibu-soudan@hansui.or.jp)

外部相談員：弁護士 北村 拓也（すずらん法律事務所）※

TEL：078-382-0724

Eメール：[kitamura.takuya@s5.dion.ne.jp](mailto:kitamura.takuya@s5.dion.ne.jp)

※企業団と利害関係を有さず、弁護士資格を有する者に委託しています。

電話での受付時間は月～金 9：00～17：00（休日・祝日を除く）

※公益通報を行うときは、これが「阪神水道企業団」における「公益通報」である旨を明らかにし、具体的な事実に基づき、誠実に行うようお願いします。

# 通報対応の流れ

## 通報者（職員等）

- ↓ ↑
- ・受理・不受理の通知
  - ・公益通報処理委員会からの通知

## 公益通報相談員 (総務課長又は弁護士)

### 〈通報時のポイント〉

- ・公益通報である旨を相談員に伝える
- ・匿名通報の場合も相談員が連絡をとれる手段を伝える。

## 通報対応責任者 (総務部長)

### <公益通報処理委員会からの通知>

- ・調査実施の有無の通知
- ・再発防止策等の通知

※通報相談員を通じて通知します。

## 公益通報処理委員会

委員長	副企業長
副委員長	総務部長
委員	総務部次長
	技術部長
	技術部浄水管理事務所長
事務局	総務課総務係

通報事実に自己が関与している者は参加できない。

指名

## 事実調査

調査員(職員)

### 〈事実調査後〉

再発防止策等を講ずるべき指示及びその内容の報告

所管部長

- ・通報事実が企業長、副企業長、総務部長が関与する事案の場合は、第三者機関等により事実調査を行います。
- ・公益通報を行ったことにより、不利益な取扱いを受けた場合は、公益通報処理委員会(事務局)にその旨を申出することができます。